

令和元年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(平成30年度事業分)



令和元年9月
伊佐市教育委員会

目 次

1 はじめに	2
2 基本的な考え方	3
3 点検及び評価の対象	3
(1) 教育委員の活動状況		
(2) 施策及び事務事業		
4 点検及び評価の方法	3 ~ 4
(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価		
(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価		
5 点検及び評価から公表までの流れ	4
6 点検・評価の公表	4
7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱	5
8 委員名簿	6
9 内部評価及び外部評価委員会の意見	6 ~ 36
(1) 教育委員の活動		
I 教育委員の活動状況		
II 教育委員会活動評価・外部評価委員評価		
(2) 施策等（後期計画）		

1 はじめに

伊佐市教育委員会では、「伊佐のふるさと教育」の推進として「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」という基本目標を掲げ、平成 25 年 3 月に「伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、着実な推進に努めてまいりました。

その推進にあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行について、点検及び評価を外部評価委員会において審議を行い、その結果を議会に報告し、公表してきたところです。

昨年度は、本市の抱える教育課題や新しい時代に対応するため、前期計画の総合点検及び評価を行い、公表しました。

また、これまでの前期計画を踏まえ、また、国・県の教育振興基本計画を参酌しながら、平成 30 年 3 月に「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を新たに策定し、教育の現状と課題を捉え、施策ごとに目指すべき方向、具体的な取組及び数値目標を設定しました。

伊佐市教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進と市民の皆さまへの説明責任を果たすため、後期計画実施初年度（平成 30 年度）の教育委員会における昨年度の主な教育委員会の会議の点検、評価を実施し、報告書にまとめました。

教育委員会活動、施策等評価を行った対象事業について、外部評価委員会の意見・評価を受け、伊佐市教育委員会活動を進めてまいります。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 基本的な考え方

この点検及び評価を行うことにより、事務事業を主管する教育委員会が現状を把握・認識したうえで、その目的達成のために具体的な改善を図ることを基本とする。併せて、外部委員の評価、議会への報告、市民への公表等を通じて、行政に求められる説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進することを目的とする。

3 点検及び評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

教育委員会の責任の所在や、委員の非常勤体制等から形骸化しているとの批判が高まる中において、教育委員の活動を広く市民に公開し、教育委員会の活性化を図る目的で、教育委員の活動状況を自己点検、評価する。

(2) 施策及び事務事業

第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ策定した「伊佐市教育振興基本計画」のめざすべき姿の実現のための9つの方向性に基づき、今後5年間集中して取り組む38施策について、5年間を通じた総括評価を行う。

4 点検及び評価の方法

(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動・事務	評価項目	評価の視点
教育委員会 の活動	教育委員会の会議の 運営・改善	●開催回数等 ●議案の審議状況 ●事務局との連携 ●運営上の工夫 ●市長部局との連携
	教育委員の研修	●研修回数等 ●研修の成果
	委員の活動状況	●教育委員会行事への参加 ●教育委員会以外の主催行事への参加
	教育振興基本計画	●進捗状況と検証

① 一次評価・・・教育委員会自己評価

② 外部評価・・・外部評価委員の意見（知見活用）

(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価

評価項目	評価の視点
① 目的妥当性	○ 緊急性・必要性は高いか。 ○ 施策目的達成の手段として適切か。 ○ 公共が関与すべきものか。
② 効率性	○ 経費節減の手法はないか。
③ 公平性	○ 対象や受益者負担の設定は適切か。
④ 有効性	○ 成果が得られているか。(目標達成度)
⑤ 進捗性	○ 計画・目的どおりに進捗しているか。

5 点検及び評価から公表までの流れ

月	作業	点検・評価の方針及び考え方
6月	教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価シート調整
8月	第1回外部評価委員会	外部評価委員の意見（知見活用）
	教育委員会課長会	外部評価委員会の報告書
	第2回外部評価委員会	外部評価報告書認定
9月	定例教育委員会	定例教育委員会への報告
	外部評価公表	議会への報告・ホームページ

6 点検・評価の公表

市民への説明責任を果たすため、本報告書を議会へ提出するとともに、ホームページへの掲載を行い、点検・評価結果の積極的公表を行う。

7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行についての点検及び評価を行うため、伊佐市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 伊佐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検及び評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、改正後の第2条第2号の規定は適用しない。

8 委員名簿

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する外部の方々に構成する伊佐市教育委員会外部評価委員会を設置している。

○ 委員名簿

職名	氏名	備考
委員	南 久 憲	有識者
委員	時 任 俊 明	有識者
委員	横 山 初 美	有識者
委員	大 塚 貞 敏	大口高等学校（校長）
委員	郷 原 光 徳	市校長会（山野小学校長）

9 内部評価及び外部評価委員会の意見

(1) 教育委員会の活動

I 教育委員会の活動状況

① 教育長及び教育委員の選任状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育長は、教育行政に関し識見を有する人の中から、教育委員は、教育、学術、文化等に関して識見を有する人の中から、市長が議会の同意を得て任命している。

○ 教育委員会の構成

職名	氏名	任期	備考
教育長	森 和 範	平成28年12月12日 ～令和元年12月11日	3期
委員 (教長職務代理者)	永 野 治	平成30年12月12日 ～令和4年12月11日	5期
委員	川 原 惟 昭	平成27年12月12日 ～令和元年12月11日	4期
委員	長 野 則 夫	平成29年3月27日 ～令和3年3月26日	3期
委員	久保田 悦 子	平成29年12月12日 ～令和3年12月11日	2期

② 教育委員会会議の開催状況

本市教育委員会の会議は、原則として毎月 25 日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。

会議では、教育行政に関する基本方針や市議会提出案件、規則、要綱の制定等重要な施策について審議を行っているほか、事務局から委員に対し、教育施策に関する各種報告、情報提供を行い、活発な議論が行われている。

なお、会議は原則として公開としている。

(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月開催分)

会 議	開 催 数	傍 聴 者
定 例 会	12 回 (月 1 回)	0 人
臨 時 会	1 回	0 人

③ 審議状況

ア) 付議案件数

議 案	34 件
請 願	0 件
報 告	7 件

イ) 会議に付された主な案件

- ・ 条例制定に関するもの 1 件
- ・ 教育委員会規則要綱の制定又は改廃のもの 23 件
- ・ 各種委員会の委員の委嘱に関するもの 5 件
- ・ 社会教育功労者表彰に関するもの 1 件
- ・ 教育委員会人事に関するもの 2 件
- ・ 教育委員会の事務の点検・評価に関するもの 1 件
- ・ 教育委員会所管の予算について 1 件
- ・ 教育委員会所管の一般会計補正予算について 6 件
- ・ 教科書の採択について 1 件

ウ) 定例会・臨時会における主な審議内容

(平成30年4月～平成31年3月)

定例会	審 議 内 容
平成30年4月25日(水) 第4回定例会教育委員会	平成30年3月26日(月)～4月24日(火)の期間における教育長諸般の報告。 小中学校の入学式、伊佐さわやかあいさつ運動等教育委員の出席会合の報告。 報告第7号「伊佐市教育委員会事務局の課長等の任免について」 報告第8号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 議案第7号「伊佐市菱刈力又一競技場艇庫の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成30年5月24日(木) 第5回定例会教育委員会	平成30年4月25日(水)～5月23日(水)の期間における教育長諸般の報告。 地区ジュニアリーダー大会、土曜いきいき講座開講式等教育委員の出席会合の報告。 議案第8号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算(第1号)について」 議案第9号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」 議案第10号「伊佐市図書館協議会委員の委嘱について」 議案第11号「伊佐市社会教育委員等の委嘱について」 議案第12号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成30年6月26日(火) 第6回定例会教育委員会	平成30年5月24日(木)～6月25日(月)の期間における教育長諸般の報告。 市内学校訪問、学校運営協議会研修会等教育委員の出席会合の報告。 議案第13号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成30年7月25日(水) 第7回定例会教育委員会	<p>平成30年6月26日(火)～7月24日(火)の期間における教育長諸般の報告。 市教育委員県外研修、ふるさと学寮等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>議案第14号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の 制定について」</p> <p>議案第15号「平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書及び平成31年度使 用小学校教科用図書(「特別の教科道徳」を除く)の採択について」</p> <p>議案第16号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算(第4号)について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成30年8月27日(月) 第8回定例会教育委員会	<p>平成30年7月25日(水)～8月26日(日)の期間における教育長諸般の報告。 県市町村教育委員会委員研修会、小学校水泳記録会等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>議案第17号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算(第5号)について」</p> <p>議案第18号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成30年9月25日(火) 第9回定例会教育委員会	<p>平成30年8月27日(月)～9月24日(月)の期間における教育長諸般の報告。 小学校運動会・中学校体育大会等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>議案第19号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する 告示の制定について」</p> <p>議案第20号「伊佐市社会教育功労者表彰の被表彰者の決定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成30年10月25日(木) 第10回定例会教育委員会	<p>平成30年9月25日(火)～10月24日(水)の期間における教育長諸般の報告。 市民体育祭、青少年健全育成大会等教育委員出席会合の報告。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成30年11月26日(月) 第11回定例会教育委員会	<p>平成30年10月25日(木)～11月25日(日)の期間における教育長諸般の報告。 鹿児島県民週間の中での学習発表会、市制10周年記念式典等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>議案第21号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算(第6号)について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成30年12月25日(火) 第12回定例会教育委員会	<p>平成30年11月26日(月)～12月24日(月)の期間における教育長諸般の報告。 市研究協力校学力向上(算数科)湯之尾小学校研究公開、市ふれあい駅伝競走大会等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>報告第9号「伊佐市教育委員会教育長職務代理者の指名について」 報告第10号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算(第7号)について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第22号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成31年1月25日(金) 第1回定例教育委員会	<p>平成30年12月25日(火)～平成31年1月24日(木)の期間における教育長諸般の報告。</p> <p>成人式、市町村教育委員研究協議会等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>議案第1号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>議案第2号「伊佐市私立学校運営費補助金交付要綱の制定について」</p> <p>議案第3号「伊佐市私立学校生徒確保事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」</p> <p>議案第4号「伊佐市姉妹都市教育旅行補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

定例会	審 議 内 容
平成31年2月25日(月) 第2回定例教育委員会	<p>平成31年1月25日(金)～2月25日(月)の期間における教育長諸般の報告。</p> <p>土曜いきいき講座閉講式、市学校保健研究大会等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>報告第1号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の制定について」</p> <p>報告第2号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算(第11号)について」</p> <p>報告第3号「平成31年度伊佐市一般会計予算について」</p> <p>※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第5号「伊佐市ふるさと学寮事業補助金交付要綱の制定について」</p> <p>議案第6号「伊佐市ジュニア・リーダークラブ活動補助金交付要綱の制定について」</p> <p>議案第7号「伊佐市郷土芸能保存会運営補助金交付要綱の制定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

臨時会	審 議 内 容
平成31年3月10日(日) 第1回臨時教育委員会	<p>議案第8号「伊佐市立小学校・中学校校長及び教職員の人事について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p>

定例会	審 議 内 容
平成31年3月25日(月) 第3回定例会教育委員会	<p>平成31年2月25日(月)～3月24日(日)の期間における教育長諸般の報告。 小・中学校卒業式、あいさつ運動等教育委員の出席会合の報告。</p> <p>議案第9号「伊佐市学校運営協議会設置規則の制定について」</p> <p>議案第10号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>議案第11号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>議案第12号「伊佐市立小、中学校通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>議案第13号「伊佐市菱刈カヌー競技場艇庫の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>議案第14号「伊佐市人権同和教育研究事業補助金交付要綱の制定について」</p> <p>議案第15号「伊佐市中学校総合体育大会出場補助金交付要綱の制定について」</p> <p>議案第16号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」</p> <p>議案第17号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」</p> <p>議案第18号「伊佐市立南永小学校に係る住宅使用料助成事業実施要綱を廃止する告示の制定について」</p> <p>議案第19号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱を廃止する告示の制定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

④ 議事録の作成方法

要点の筆記及び録音方法により作成している。

また、上記③ウ)の審議内容については、市ホームページに議事録として公開している。

⑤ 学校訪問並びに学校行事等への参加状況

(平成 30 年 4 月～31 年 3 月)

月 日	学 校 等	月 日	学 校 等
4 月 6 日	小学校・中学校入学式	9 月 30 日	針持小学校運動会
5 月 22 日	学校訪問 (大口小・大口東小)	10 月 1 日	小学校運動会 (9 校)
5 月 28 日	学校訪問 (羽月西小)	10 月 2 日	小学校運動会 (3 校)
6 月 18 日	学校訪問 (羽月小・平出水小)	10 月 26 日	市小学校陸上記録会
6 月 28 日	学校訪問 (山野小・牛尾小)	11 月 6 日	市小・中学校音楽発表会
7 月 2 日	学校訪問 (大口中央中)	12 月 7 日	市研究協力校湯之尾小研究公開
7 月 27 日	市小学校水泳記録会	1 月 25 日	市研究協力校田中小研究公開
9 月 5 日	学校訪問 (菱刈小・湯之尾小)	2 月 22 日	市学校運営協議会委員等研修会
9 月 10 日	中学校体育大会	3 月 13 日	中学校卒業式
9 月 23 日	南永小学校運動会	3 月 22 日	小学校卒業式

⑥ 教育委員の研修会への参加状況

(平成 30 年 4 月～31 年 3 月)

4 月 16 日	県教育行政説明会		人権同和教育研修会
5 月 11 日	始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会	8 月 1 日	県市町村教育委員会委員研修会
5 月 21 日	県市町村教育委員会連絡協議会定期総会・講演会	11 月 2 日	始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会・研修視察 (霧島市・始良市)
7 月 10 日 ～11 日	市教育委員会合同研修視察 (福岡県大川市・宮崎県日向市)	11 月 8 日	県市町村教育委員会連絡協議会研修会・講演会
7 月 30 日	市管理職等研修会・講演会	1 月 18 日	市町村教育委員研究協議会 (福岡市)

⑦ その他の行事への参加状況

(平成 30 年 4 月～31 年 3 月)

月 日	内 容 等	月 日	内 容 等
4 月 2 日	新年度あいさつ回り	10 月 20 日	市青少年健全育成大会
4 月 6 日	転入教職員着任式	11 月 11 日	市制 10 周年記念式典
4 月 13 日	あいさつ運動(大口中央中・菱刈中)	11 月 25 日	海潮忌・文学フェスティバル
4 月 22 日	菱刈カヌー競技場艇庫落成式	1 月 3 日	市成人式
5 月 19 日	土曜いきいき講座開講式		年始あいさつまわり
7 月 22 日	国体九州ブロック大会カヌースプリント競技大会	1 月 4 日	菱刈剣道大会
8 月 26 日	市制 10 周年海音寺記念五木寛之氏講演会	1 月 24 日	NHK「新・BS日本のうた」公開収録
9 月 23 日	たんぽぽ運動会	1 月 28 日	市総合教育会議
10 月 7 日	市民体育祭	2 月 5 日	市学校保健研究大会
10 月 14 日	おぎゃー献金合奏団コンサート	2 月 23 日	土曜いきいき講座閉講式

Ⅱ 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動 事務	評価 項目	評価の視点	30年度事業に対する 内部評価 (自己評価)	30年度事業に対する 外部評価 (外部評価委員の意見)
教育 委員 会の 活 動	教育 委員 会の 会 議 の 運 営 ・ 改 善	開催回数等	定例会は毎月開催し、規則に定める手順に沿った会次第としている。臨時会は、教職員の人事異動案件の内申時に開催した。	定例会は、前もって日程・議事等を周知することにより、会議資料の事前確保や事前研究、各課との調整が図られている。会議においては、教育行政全般にわたり意見交換がなされ、質の高い協議が実施されており、適正な運営に努めていると考える。 また、公開に向けての取組については、活動状況等を市ホームページ上で広く周知を図っており、評価できる。 今後、庁舎以外での会議開催について傍聴しやすい時間、開催場所の設定について、引き続き検討して欲しい。
		議案の審議状況	34件の議案及び7件の報告案件について意志決定をした。全ての案件で議決・承認となった。	
		事務局との連携	緊急を要す予算計上などがあり、報告案件となるものがあつた。また、異動等に伴う委員変更などやむを得ない場合を除き、各課に周知徹底することで、事前の議決案件として提案することができた。	
		運営上の工夫	会議の開催日について、市ホームページ及び広報紙にて周知を図ったが、30年度での傍聴はなかった。 庁舎以外の施設での会議開催の検討については実現に至っておらず、引き続き検討する必要がある。 議事録の公開については、毎月市ホームページに公開している。	

	教育委員会の活動の運営・改善	市長部局との連携	<p>必要に応じて随時、教育長と市長が協議を行い、情報共有を行っている。学校訪問についても市長部局との日程調整を行い、市長が参加している。</p> <p>総合教育会議においては、「全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会の準備状況について」市長部局と情報共有と連携協力を確認した。</p> <p>2020年に行われる「燃ゆる感動かごしま国体」については、スポーツ大会がもたらす地域振興としての側面も考慮し、運営が教育委員会に偏ることのないよう、市長部局に対し、積極的な関わりを働きかけることと、全市民へ啓発することにより、地域と一丸となって取り組む必要がある。</p>	<p>教育委員は、民意を反映するために、引き続き教育関係者等から幅広い意見を集約し、委員会報告するとともに、学校現場へ提言をしていただきたい。</p> <p>総合教育会議は、市長部局と連携され、委員会との情報共有が確保されている。</p> <p>インターハイでは、天候に左右される面もあったが、関係機関と連携を図り、成功裏に終了することができ、素晴らしい大会になった。来年度の国体に向け今後も更に市当局との連携強化を図り、推進して欲しい。</p>
教育委員会の活動	教育委員の研修	研修回数等	<p>県、地区で開催される研究協議会では、学校職員の働き方改革や、学校施設において、児童生徒が安心できる教育環境への改善を推進するため、防災機能強化（ブロック塀、空調設備設置）に関する研修を受けるなど、県教育行政の現状に関する諸課題について積極的参加し意見交換した。</p> <p>県外研修では、「学校施設長寿命化計画」について、先進地である福岡県大川市において研修し、さらには、宮崎県日向市において「産官学の連携によるキャリア教育の推進」についての実地研修も研修し、有意義で実のある研修を積めた。</p>	<p>本市の教育振興にあたり、先進地等における研修視察は有効である。</p> <p>研修内容については、喫緊の課題をもって計画的に実践されていることを評価する。この研修成果を、伊佐の教育向上に向け、各施策等にも十分反映されることを期待する。</p> <p>また、伊佐の子どものために県内外で研修された成果を教育環境改善に生かし、更に防災機能強化を徹底するとともに、子どもたちの安全と健康維持に生かしていただきたい。</p>

教育委員会の活動	教育委員の研修	<p>研修の成果</p>	<p>大川市の事例を参考に、伊佐市の実態に即した長寿命計画の策定に向け、市全体の「公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、策定を進めたい。</p> <p>また、日向市におけるキャリア教育の推進については、中々厳しい状況にはあるが、商工会や企画政策課と連携を図り、職場体験の拡大や、企業出前講座などを活用しながら研究していきたい。</p>	<p>研修成果を生かすため、地域との連携、各事業所、商工会との連携等を積極的に進め、機能化を図って欲しい。</p>
	委員の活動状況	教育委員会主催行事への参加	<p>各校への学校訪問のほか、青少年健全育成大会など、学校教育から生涯学習など幅広い教育分野に関わる行事に参加している。</p>	<p>学校訪問は、教育現場を把握する上で欠かせない。</p> <p>地域の特性を生かした開かれた学校の展開に寄与するためにも、各種地域行事に参加され、民意をとらえ、地域活性化を図るとともに、伊佐の教育力向上の発展に繋げて欲しい。</p>
		教育委員会以外の主催行事への参加	<p>教育委員としてだけでなく、保護者や地域の役員という立場で様々な行事に参加しており、青少年教育から文化活動まで多くの事業を見聞し、教育委員会への提言に生かしている。</p>	<p>教育以外の様々な行事に参加し、幅広く情報収集を行い、提言をしていただくことが、地域コミュニティ活動の推進に繋がる。今後も、積極的に参加し委員会でも提言されたい。</p>
	教育振興基本計画	<p>教育振興基本計画の進捗検証</p>	<p>(2) 施策等「総括評価」参照</p>	

(2) 施策等（後期計画）

① 評価を行った教育振興基本計画の後期計画事業

教育大綱と基本目標（めざすべき姿）及び基本計画（施策）体系図



② 評価を行った対象事業

No.	教育振興基本計画（後期）に掲げる施策	事務事業	担当課
1	確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等校内研修派遣事業 ・小中一貫教育の推進 	学校教育課
2	開かれた学校の推進(コミュニティスクール)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の推進 ・学校運営協議会委員等研修会 	学校教育課
3	読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における読書活動推進事業 	学校教育課
4	市立図書館の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・読書推進事業 	社会教育課
5	海潮寺潮五郎記念事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・海音寺潮五郎基金事業 	社会教育課
6	地域スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育祭 ・ふれあい駅伝競走大会 ・軽スポーツ大会 ・スポーツ推進委員の活動 ・学校体育施設開放事業 	スポーツ推進課
7	学校給食センターの円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食事業 	学校給食センター
8	学校施設の安全対策と教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校小規模改修事業 ・小・中学校大規模改修事業 	総務課
9	人権問題への正しい認識と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・人権同和教育研修会事業 	社会教育課

1-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		確かな学力の定着	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	一人一人の児童生徒の確かな学力の定着のために、校内研修において指導主事等を派遣し、教師の指導力や授業力を向上させ、「質の高い授業」の実現を目指す。		
事業	指導主事等校内研修派遣事業 小中一貫教育の推進	担当課	学校教育課
目的 達成 の 手段	【事業内容】 教師の指導力向上に係る校内研修(研究授業)における指導主事の2回派遣事業。 ○ 指導案検討会、研究授業 ○ その他(教科研究・研究公開等における指導助言等)		
	事業費 コスト	消耗品費 参考資料等の作成に係る経費等 小中一貫教育講師謝金 50,000 円×2回 (中学校区1回ずつ)	
	目標 (指標)	○ 学力検査結果等の改善 ○ 設定した目標値の達成	
	反省・効果	小学校においては、研究授業や研究公開を重ねることで、授業改善や学校の体制の向上が図られ、児童の学力検査の値が伸びてきており、概ね県平均と同様の数値である。しかし、中学校において、学力検査の数値が低い状況である。各中学校と連携して、授業改善や校内研修体制の充実を現在進めている。 また、小中一貫教育においては、菱刈中学校区において指導体制が確立し、生徒の学校生活での様子が改善してきている。大口中央中学校区では、現在体制作りを推進している状況である。今後、小中一貫教育をさらに充実させ、落ち着いた教育環境のもと学力向上を図りたい。	

1-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	本市の学力の向上は諸検査結果からも喫緊の課題であり、その改善には何より教師の指導力の向上が大切である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3	学校現場のニーズにあった取組を実施している。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考ええる。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費削減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	効果をあげるためには引き続き必要である。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	伊佐のふるさと教育の趣旨をふまえ、将来を担う人づくりの視点で有効である。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	2	数値における成果は今後も引き続き、取り組むことで変化を期待する。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3	学力向上策に関する県や地区の様々な施策等と関連して、本市の課題に応じた事業の推進を進めている。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
<p>学力向上にあたっては、基礎的・基本的な内容の定着と個に応じたきめ細かな指導の充実が求められ、学校においてはこの解決に向け組織的・継続的に取り組むことが何より重要である。本事業においては、指導主事が学校を訪問し、指導助言等を行い、職員の指導力向上に努めている段階である。また、小中一貫教育を推進を各中学校区で推進している状況である。学力の結果の改善には時間がかかると思われるが、今後も学力向上に向け、課題の解決を図りたい。</p>					

1-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>指導主事が、教員の授業サポートするなど指導体制が確立されていることは評価できる。確かな学力を身に付けることが将来進路選択の幅を広げることにもつながるので、小中一貫教育、家庭学習の習慣化及びキャリア教育と並行して指導できる教師の資質向上と、課題分析をして更なる改善策が図られるよう市教委と学校現場との取組に期待したい。</p> <p>また、教師は知識を伝えるだけでなく、児童生徒が自ら考える主体的・対話的な授業展開も必要。生徒指導上の課題もあるが、教師自身が意識改革をし、授業力向上を目指して欲しい。</p>
-----------	--

2-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		開かれた学校の推進（コミュニティスクール）	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	更に地域に開かれた信頼される学校づくりを目指し、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行を図り、全ての学校でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を有する学校)として指定し、地域住民参画による学校運営による教育活動の展開を進め、教育課題等の解決に向けて家庭・地域と連携して取り組む体制づくりを推進する。		
事業	学校運営協議会の推進 学校運営協議会委員等研修会	担当課	学校教育課
目的 達成 の 手 段	【事業内容】教育振興事業 ○ 学校運営協議会委員の資質向上 ○ 学校運営協議会の運営の充実		
	事業費 コスト	報償費 1,944,000円（各校9人以内：謝金1回当 1,500円） コミュニティ・スクール啓発リーフレット 113,850円 バス借上げ料 134,200円 講師謝金 50,000円	
	目標 (指標)	① 地域と共にある学校づくりを目指し、学校評価制度を推進する。 ② 地域素材・地域人材の活用、教育活動の積極的な公開や広報を図る。 ③ 家庭・地域と連携して、伝統や文化に関する教育の充実を図る。 ④ 学校運営協議会制度の導入により更に開かれた学校づくりを目指す。 目標値：平成34年度までに全小中学校において学校運営協議会を設置する。	
	反省・効果	設置状況は、平成29年度5校（小学校4校、中学校1校）、平成30年度7校（小学校7校）、平成31年度（令和元年度）（4校）（小学校3校、中学校1校）となっており、当初の目標値より早いペースでの達成となった。 管理職及び学校運営協議会委員（未設置校においては学校評議員）の研修の充実、コミュニティ・スクールについての啓発等が各学校における理解につながったと考える。コミュニティ・スクールを通して、①学校運営協議会委員の学校運営・教育課題に対する理解と協力が得られた、②委員からの教育活動に対する意見交換の充実が図られた、③地域人材を活用した教育活動の展開の推進、④学習支援ボランティアにおける指導・運営の整備図られた、などの成果もある一方、○ふるさと学習における人材の高齢化と後継者問題、○学習支援ボランティアにおける人材の更なる確保、○児童増対策における地域等の理解の促進、○学校運営協議会委員の継続・委員の確保などの課題もある。また、本年度が設置初年度の学校から3年目の学校があり、取組にも差がある。 今後、更に研修を充実し、各学校における取組の充実を図りたい。また地域住民や保護者へのリーフレットによる啓発を行い、コミュニティ・スクールへの理解と協力を得られるようにしていく。	

2-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	学校運営協議会制度への移行を図り、全ての学校でコミュニティ・スクールとして指定し、地域住民参画による学校運営による教育活動の展開を進め、教育課題等の解決に向けて家庭・地域と連携して取り組む体制づくりが必要であると考え。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	地域に開かれ、地域に根ざす学校の推進を図るために、あらゆる機会をとらえて広く学校を開き、地域・関係機関の協力を得ながら学校教育活動を推進いくためには、コミュニティ・スクールの設置、運営の充実が必要である。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考え。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	地域や保護者との連携強化、研修の充実、啓発が事業の成否を成すもので、市教委の責務であると考え。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める必要があると考え。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	5	全校設置の目標を達成し、各学校の実情に応じて、工夫した取組がなされており、十分な成果が得られている。地域学校協働活動の充実を図っていく必要がある。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画通りに進捗しているが、幅広い課題の解決に向けて、今後も研修の充実を図り、啓発を推進していく。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
平成29年度に5校(小学校4校、中学校1校)でスタートした学校運営協議会制度であるが、学校・地域の理解と協力を得て、児童生徒の学力向上をはじめとする学校の活性化につなげることができた。また、学校運営協議会委員等研修会では、先進校の取組を紹介し、各校・各地域の今後の取組の参考にすることもできた。平成31年度(令和元年度)からは市内全校において実施となるため、更なる啓発活動と研修の充実を努めたい。					

2-3 外部評価

外部評価委員の意見	市内全ての学校が速いペースで学校運営協議会を設置・運営されたことは、委員会の指導の成果と言え評価できる。各学校は、あらゆる機会を捉えて広く学校を開き、家庭・地域・関係機関と連携し、地域の素材・人材を活かし、地域住民参画による学校教育活動の展開が図られている。制度の周知を広く情報公開し、学校教育について考える機運を高め、各学校・校区などに具現化していく必要がある。各学校が掲げる教育目標の実現に向け、委員会においても、各課等の連携を図り、地域住民参画の研修を実施し、地域住民とふれあい理解を深める場を多く持つことも一つの手法である。
-----------	--

3-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		読書活動の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	① 学校教育の中に児童生徒が読書に親しむ機会を意図的に設定することで、望ましい読書習慣を形成する。 ② 学校の授業において学校図書 of 積極的な活用を図り、児童生徒が、書物を通じ幅広い知識を獲得する成功経験を重ねることで、生涯に渡り読書に親しむ態度を育てる。		
事業	学校における読書活動推進事業	担当課	学校教育課
目的達成の手段	【事業内容】 ○ 読書冊数の目標設定（小学校100冊、中学校50冊運動） ○ 親子読書活動の実施（学校のPTA活動の一貫） ○ 国語科の授業実施における「単元を通じた言語活動」に合わせた並行読書の実施 ○ 全国読書感想文コンクールに向けた市審査会の実施及び表彰		
	事業費コスト	全国読書感想文コンクール賞状（消耗品・印刷費）	
	目標（指標）	特に以下の3つを重点的に実施することで、児童生徒に望ましい読書習慣や親しむ態度を育成できるようにする。 (1) 各校で年間読書冊数目標を達成できるようにする。 (2) 市内の全小学校において親子読書を年1回実施する。 (3) 市内の全小中学校が全国読書感想文コンクールに応募する。	
	反省・効果	読書冊数の目標値に対し、小学校は一人当たりの読書量の平均が106冊、中学校は一人当たりの読書量の平均が35冊となっている。小学校においては、読書旬間を設けるなど効果が出ているが、中学校においては、取組の内容について今後、検討が必要である。目標を達成した小学校においても、読書量は児童間で差が見られることから、継続した取り組みが必要である。 親子読書については、読書習慣を形成すべき小学校において重点的に取り組んでいる。年1回各校で確実に実施され、親子で本に触れるきっかけとなっている。 全国読書感想文の市審査会では、例年各校から充実した作品が継続的に応募されるようになってきた。今後も、継続した呼びかけを続けていく。 国語の授業における並行読書は、国語授業に対する教師の認識の差があり、校内研修等の機会を通して、指導力向上を図り、一層の活用が図られるようにしていきたい。	

3-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	3	伊佐の地を担う人材育成の観点からインターネット以外の情報手段、信頼に値する書物を基に確度の高い情報を得る力の素地を培うことは、読書習慣の育成が重要である。また、読書を通じた心の教育も大切である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	学校、保護者、行政が役割を分担し、児童生徒の読書活動の推進に取り組むことができている。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	市が学校、保護者の橋渡しとなり、総合的な読書活動の推進を図る必要がある。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	unnecessary 経費をかけておらず、経費削減は適当である。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	学校は日頃の教育活動の一環として、保護者はPTA活動の一環として取り組むことから、適切な負担で取り組むことができている。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3	概ね目標を達成できているが学校種によって、より一層の取組の充実が求められる。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3	概ね計画通りであるが、一層の工夫を検討していく。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 B	平均点数 3.85
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	<p>学力向上と読書量とは相関関係にあり、読書習慣の日常化は学力の向上、また、豊かな心の育成につながる。本市では、目標として年間小学校100冊、中学校50冊の読書冊数を設定しているが、中学校においては平均35冊といまだ目標を達成できていない状況にある。今後、本事業の内容を見直し、改善充実を図るとともに、市立図書館の活用やPTAによる読書活動とも連携を図りながら、読書活動を推進させていきたい。</p>				

3-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>読書目標冊数は、適切である。蔵書を充実することも大切であるが、読書量の増加にはつながらない。スマホを含めた情報化社会の中で、活字離れが進まないよう、これまでの読書環境の充実を図りたい。学校図書館・公立図書館並びに学校司書・図書館ボランティアとの連携、読書週間の日常化、読み聞かせなど諸施策を講じながら、身近に本を感じ、親しみをもち、読書力の向上につながるような新たな企画をして欲しい。例えば廊下にミニ図書館を設置するとか新たな企画について手立てを計画実施することが必要。読書力の向上が、学力向上、豊かな心の醸成につながる。</p>
-----------	--

4-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		市立図書館の活用推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.27 生涯学習や文化芸術の振興	
目的	市民の主体的な学習を支援するため、多様な資料や情報を広く収集・整理し、身近な「学びの場」として、また、生涯学習の拠点として、利用しやすい図書館の運営に努める。		
事業	読書推進事業	担当課	社会教育課
目的達成の手段	【事業内容】 ニーズに応じた書籍の購入・提供、学校司書、ボランティア、関係団体等と連携しながら、お話し会・読み聞かせ会・緑陰読書等の実施、読書推進の広報活動の充実、巡回図書配本など読書機会の充実、読書感想文・感想画コンクールの実施、ブックスタート事業による乳幼児期からの読書推進を行っている。		
	事業費コスト	報酬・賃金等 12,956千円 需用費（新聞、雑誌等）1,050千円 委託料（システム保守等）562千円 賃借料（システム利用料等）1,867千円 備品（図書）購入費 5,000千円 等	
	目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 入館者数 H29：32,235人 H30：33,248人（前年度比1,013人増） 貸出冊数 H29：60,130冊 H30：62,486冊（前年度比2,356冊増） 	
	反省・効果	<p>予算を最大限に活用し市民のニーズに応じた資料の収集、提供を行っている。図書館ボランティアや学校司書等と連携し、ふれあいメルヘン広場、図書館まつり、クリスマスお話し会、緑陰読書、夏休みお話し会等を実施している。保育所、学校等からの依頼も増えており、幼少期からの読書力向上へ向けた取組が図られてきている。</p> <p>毎月広報紙で図書館情報の掲載を行っている。図書館だよりを発行（年3回）し、関係窓口への配布、市HPへ掲載するなどさらなる情報発信を行っている。図書館協議会の開催、学校司書・ボランティアとの連絡会など情報収集の場を設け、児童生徒への読書推進を図っている。</p> <p>巡回図書配本により、広く市民の読書機会の充実を図っている。</p> <p>新たな取組として、英語絵本の読み聞かせ、大人のメルヘン広場などを行った。図書館の利用率はここ数年横ばいであったが、30年度は、大口・菱刈両図書館とも入館数、貸出冊数ともに前年度より増加した。</p>	

4-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	市民生活にかかわる緊急の事業ではないが、市民の身近な学習の場として必要な事業である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	市民の主体的な学習の支援のため、多様な資料や情報を幅広く収集・整理し市民に提供できる場であるため、政策達成に貢献しており妥当である。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	市立図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とするため、市が実施することが望ましい。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	対象は市民であることから削減はできない。活動量の削減は可能であるが、身近な学習の場としての機能が低下するため、効果の減を伴う。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	対象は市民であることから、適切である。図書館法第17条の規定により、公立図書館は、入場料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収することはできない。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	ここ数年来館者数や貸出冊数も横ばいであったが、平成30年度は増加したことから目標を達成している。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画・目的どおりに進捗しているが、今後は、さらに利用者(特に小・中・高校生)を増やす必要がある。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるような努めるもの	5~4点	総合評価 A	平均点数 4.14
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	人口減が進む中において、図書館の入館者数、貸出冊数ともに若干ではあるが増加しており、図書館の活用率は増加してきている。また、巡回図書についても、小学校、保育園、福祉施設など大口地区34箇所、菱刈地区15箇所行っており要望に応えることができている。ただし、ますますの利用増加に向けての啓発活動を研修し強化する必要があると考えられる。				

4-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>諸施策の成果により入館者数、貸出冊数の前年度比増は評価できる。</p> <p>市立図書館と各学校図書館との連携、多くの市民が利用できる巡回図書の創意工夫並びに図書館だよりの広報啓発など利用しやすい明るい読書環境づくりを構築していただきたい。</p> <p>また、市民のニーズに応じた良書を購入することで、多くの方々に図書館を利用していただき、読書力向上につなげて欲しい。</p>
-----------	--

5-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		海音寺潮五郎記念事業の実施	
教育振興基本計画に基づく方向性		郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.27 生涯学習や文化芸術の振興	
目的	伊佐市出身の歴史小説家海音寺潮五郎氏の遺徳を偲び、偉業を広く紹介するとともに、読書推進を図る。		
事業	海音寺潮五郎基金事業	担当課	社会教育課
目的達成の手段	【事業内容】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・海音寺潮五郎記念「銀杏文芸賞」全国公募と文集の作成 ・海音寺潮五郎記念「読書感想文・感想画コンクール」募集と文集の作成 ・海音寺潮五郎記念文化講演会の開催 ・海潮忌・文学フェスティバルの開催 ・市内小中学校の海音寺文庫充実のための図書購入 など 		
	事業費コスト	報償費（賞金・賞品・審査料） 1,544千円 需用費（消耗品、食糧費、文集作成印刷製本費） 484千円 通信運搬費 194千円 委託料（講演会） 1,296千円 備品購入費（各校2万ずつ16校） 320千円 基金積立 59千円 など	
	目標（指標）	銀杏文芸賞、読書感想文・感想画コンクールについて応募者数の増を目指す。文化講演会や海潮忌・文学フェスティバルへ多くの市民の方が参加いただけるような取組を行う。	
反省・効果	海音寺潮五郎氏の業績を記念し、「子どもたちが文学に親しみ、心豊かな人間に育って欲しい。」という願いを込めて創設された読書感想文・感想画コンクールが31回目、生誕100年を記念して創設された銀杏文芸賞が18回目と迎え、いずれも県内児童生徒、全国から数多くの応募があり、事業は浸透しているといえる。 平成29年度には、没後40年記念事業として広報紙で海音寺文学に関する連載、市内中高生全員へ「西郷と大久保」、「田原坂」の配布、歴史作家加来耕三氏による文化講演会の開催など様々事業を実施し、平成30年度は、市制施行10周年記念事業に合わせ、作家五木寛之氏の講演会を開催し1,000人近くの聴衆を集めるなど、市内のみならず、市内外の多くの方へ海音寺潮五郎氏の業績を伝えることができた。 今後も生誕120年、没後50年など節目の年には記念事業を企画しながら継続して海音寺潮五郎氏の業績を後世に伝えていく必要がある。		

5-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	遺族より多額の寄付を受け、海音寺潮五郎基金を作り、基金を活用しながら海音寺潮五郎氏の遺徳・功績を後世に伝えていくもので必要な事業である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	海音寺基金を活用し、海音寺潮五郎氏の遺徳・功績を後世に伝えていく事業であるため、政策達成に貢献している。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	海音寺基金を活用し事業を実施するため、市が実施することが望ましい。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	対象・活動量の削減は可能ではあるが、効果の減を伴う。基金を有効に活用しながら、事業を効果的に行う必要がある。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	対象は市民であることから、適切である。受益者負担については、銀杏文芸賞は出品費用として1,000円徴収するため適切である。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	5	一昨年度は、没後40年記念事業として様々なイベントを開催し、昨年度も市制施行10周年記念に合わせた記念講演会を実施し、多くの市民へ周知できたため、十分な成果が得られた。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画・目的どおりに進捗している。今後も事業を継続し、生誕120年、没後50年など節目の年には、特別なイベントなどを実施していく。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	銀杏文芸賞、読書感想文・感想画コンクールの応募者数の増を目標としているが、銀杏文芸賞応募数、平成15年度81件、平成25年度101件、平成30年度185件、読書感想文・感想画コンクール応募数、平成25年度358件、平成28年度435件、平成30年度456件とともに増加しており、認知度や定着度は高くなっており、ほぼ目的は達成されている状況である。				

5-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>目標に沿って推進されていることは評価できる。基金を有効活用し、遺徳功績を後世に伝え、市内外への読書推進について寄与していただきたい。また、節目になる記念事業に向け、充実したものになるよう検討をし、実施されたい。</p> <p>銀杏文芸賞については、全国的な事業として位置付けられており、更に応募者が増えるよう努められたい。</p> <p>また、海音寺文庫を充実するとともに、内容にふさわしい講演会を引き続き開催していただきたい。</p>
-----------	---

6-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		地域スポーツ活動の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るｽｰｯ活動の推進	
第1次伊佐市総合振興計画		施策NO.28 スポーツの推進	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・校区コミュニティ協議会等と連携し、市民体育祭、ふれあい駅伝競走大会、軽ｽｰｯ大会を実施し、市民の健康づくり・体力づくり・地域の交流を図る。 ・ｽｰｯ推進委員の活動支援及び軽ｽｰｯ大会等の企画・実施により、ｽｰｯ活動の充実を図る。 ・市立学校の体育館等を開放し、市民が身近な地域でｽｰｯ活動のできる環境をつくる。 		
事業	A市民体育祭・Bふれあい駅伝競走大会・C軽ｽｰｯ大会・Dｽｰｯ推進委員の活動・E学校体育施設開放事業	担当課	スポーツ推進課
目的達成の手段	【事業内容】		
	<p>A 各校区コミュニティ対抗の種目、ｽｰｯ少年団・部活動対抗、職場・ｽｰｯクラブ対抗、幼児かけっこ、高校生の集団演技、マゲムなどの種目を通して市民の融和と親睦を図る。</p> <p>B 市民の駅伝に対する関心を高め、県下一周駅伝競走大会等の選手の発掘と養成を図るため、10区間18.8kmで校区対抗として実施する。</p> <p>C ﾏｰｯ推進委員会議が主催し、市民だれでも参加できる軽ｽｰｯ（ミニバレーボール、ｽｰｯ玉入れ、ｽｯｯボール）の紹介を行い、ｽｰｯに親しむ機会を提供する。</p> <p>D 市が計画する各種大会への協力、地域でのｽｰｯ・レクリエーションの普及活動を行う。 また、ｽｰｯ推進委員会議定例会の開催、大会等の企画・実施、研修会への出席を通して、ｽｰｯ推進委員の資質向上を図る。</p> <p>E 市内小学校13校、中学校1校の体育館等の施設をｽｰｯ・レクリエーション活動の場として住民の利用に供する。</p>		
	事業費コスト	<p>A 市民体育祭 480千円 B ふれあい駅伝競走大会 225千円</p> <p>C 軽ｽｰｯ大会 3千円 D ﾏｰｯ推進委員の活動 1,088千円</p> <p>E 学校体育施設開放事業 329千円</p>	
	目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽にｽｰｯ活動が行える環境を構築し、健康づくり・体力づくりを推進する。 ・ｽｰｯ選手の発掘・養成を図る。 ・地域のｽｰｯ活動の推進役であるｽｰｯ推進委員の育成及び資質の向上を図る。 	
反省・効果	<p>A 校区対抗種目の内容検討により、人数確保が難しい校区にも配慮した。さらに参加しやすい種目等の検討が必要である。</p> <p>B 駅伝ｺｰｽを見直し（13区間から10区間、総距離24.2kmから18.8km）、選手の確保が難しい校区に配慮し、参加しやすいようにした。今後も、校区の状況を把握し、継続して実施することが必要である。</p> <p>C 多くの市民が参加し、楽しく軽ｽｰｯに親しむことができた。市民の健康増進と軽ｽｰｯの底辺拡大のため継続して実施することが必要である。</p> <p>D スポーツ推進委員は、地域のスポーツ活動の推進役として、各種行事の企画・運営を行った。また、定例会や全国大会等に出席し、資質の向上に努めた。今後も、地域のスポーツ活動を推進するために継続した活動が必要である。</p> <p>E 市民が校区内の身近な施設を活用して、ｽｰｯ・レクリエーション活動に取り組み、健康づくり・体力づくりに寄与している。今後も市民が主体的に行うｽｰｯ・レクリエーション活動を支援するために、継続して実施する必要がある。</p>		

6-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	市民の健康づくり・体力づくりの推進や長距離選手の育成・発掘のため必要な事業である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	本事業の推進にあたっては、関係団体との連携が必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	体育協会等が実施することが最良であるが、各団体とも組織力が弱く指導者が少ないため、市が実施しなければならない。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	市民のボランティアで運営するなど必要最小限の経費であり、削減の余地はない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	市民や関係団体を対象に情報提供して受益の機会の均等を図り、校区対抗種目については校区の代表者が参加している。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	関係団体との連携により、市民の親睦・融和が図られ、主体的にスポーツ活動が行われている。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画通りに進捗している。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	市民体育祭、ふれあい駅伝大会、軽スポーツ大会は、校区コミュニティ協議会、市体育協会、スポーツ推進委員などと協力して取り組み、市民の健康づくり・体力づくり・地域の交流が図られた。校区対抗のふれあい駅伝大会や市民体育祭は競技内容を見直し、小規模校区にも配慮し実施したが、今後も市民が参加しやすい工夫をしていく。また、スポーツ推進委員は各種スポーツの企画・運営に携わり、資質の向上にも努めた。今後も学校施設開放事業に取り組み、主体的に行うスポーツ活動を一層推進し、継続して実施していく必要がある。				

6-3 外部評価

外部評価委員の意見	人口減少とともに、スポーツ人口の減少が顕著ではあるが、生涯スポーツを目指す観点から、全市民が気軽にスポーツ活動に参加でき、健康維持に取り組めるよう工夫と施設の充実に努めて欲しい。 また、各校区コミュニティを拠点に、地域間交流を図り、身近なスポーツ活動が行えるよう市教委がリーダーシップを発揮し、健康・体力づくり（保健部局との連携も必要。）を推進していただきたい。 スポーツ推進委員が主体的に活動できるよう指導者やボランティアの育成を積極的に進め、各種スポーツ大会の実施や体力・健康づくりを企画推進していく必要がある。
-----------	--

7-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校給食センターの円滑な運営	
教育振興基本計画に基づく方向性		安全・安心な学校給食の提供	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	適切で厳正な衛生管理のもと、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供する。		
事業	学校給食事業	担当課	学校給食センター
目的達成の手段	【事業内容】		
	<ul style="list-style-type: none"> 作業工程表に基づき作業を確実に実行し、定時に配送・回収する。 徹底した衛生管理のもと、栄養摂取基準に基づいた適切で魅力ある給食を提供する。 食物アレルギーを有する児童生徒については、学校・保護者と連携しながらアレルギー対応委員会で検討し、除去食・代替食で個別に対応する。(絶対に無理はしない。) 学校給食衛生管理基準を順守し、調理従事者等の意識の高揚を図る。 施設については、定期点検やメンテナンスを行い予防保全する。また、機械設備についても計画的に維持管理・更新を行う。 給食費の適切な管理を行う。 		
	事業費コスト	歳入 行政財産目的外使用料ほか 歳入計 15千円 歳出 賃金・共済費 37,558千円 需用費 24,145千円 役務費・備品購入費ほか 13,900千円 歳出計 75,603千円	
	目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な学校給食を市内小中学校等に1日約2,050食提供する。 食物アレルギーの個別対応は確実・安全に実施する。 衛生管理を徹底し事件・事故を起こさない。 学校給食センターの運営を円滑に行うとともに、給食費を適切に管理する。 	
反省・効果	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理がなされ、加えて班長会議の実施など従事者の連絡調整を図ったことで、目標どおり遅滞なく給食を提供できた。 食物アレルギーの個別対応については、事故なく確実に実施できた。また、給食中止するような異物混入や衛生事故等は発生しなかった。引き続き、従事者の衛生意識の維持・向上に努めたい。 施設、設備の不具合等については適宜対応できたが、稼働後8年が経過し修繕料は増加傾向にある。更新計画に基づき適切な改修・更新を実施するとともに日常点検を励行する。なお、今夏の異常高温を受け、新年度予算に暑さ対策費用を予算措置した。 給食費は最終的に納入率100パーセントを達成できた。給食費の見直しは、状況を見極めながら今後慎重に判断する。 		

7-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	学校給食法に「義務教育諸学校の設置者は、学校給食の実施に努めなければならない」と規定されている。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	栄養摂取基準を満たした献立に基づき安全且つ衛生的に作られた給食を提供できた。また、栄養教諭の派遣や交流給食により、学校における食育の推進に寄与できた。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	学校給食法に「義務教育諸学校の設置者は、学校給食の実施に努めなければならない」と規定されている。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	市が負担する事業予算に関しては、節約は可能な限り行っているが、安全性を最優先に考慮するとこれ以上の経費削減は行えない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	2	食材等の価格高騰により保護者が負担する給食費の見直しを、令和2年度に向け検討する必要がある。なお、徴収した給食費は、ほぼ全額が食材料費として還元されている。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	5	給食センターの円滑な運営と適切で厳正な衛生管理のもと、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供できた。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	5	施設・設備を適切に管理しながら、各学校の給食実施計画表に基づき、遅滞なく給食を提供できた。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	適切且つ厳正な衛生管理のもと、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供できた。また、食物アレルギーのある児童生徒の対応も、事故なく的確に実行できた。施設・設備面においては、修繕料が増加する傾向にあるので、計画的に点検・更新を実施していく。給食費の見直しについては、令和元年度の物価上昇傾向や実費状況を見極めた上で方針を決定し、必要に応じて学校給食センター運営委員会に諮る。				

7-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>事故なく確実に給食提供できたことと、給食費100%納入については、高評価に値する。</p> <p>学校給食の理念を踏まえ、引き続き日常の徹底した衛生管理のもと、季節の地場産物を積極的に活用し、安心安全で栄養バランスのとれた給食の提供に努めていただきたい。</p> <p>また、施設・設備についても維持管理を計画的に実施するとともに、更なる異常気象の対応と安全性の向上に期待する。</p>
-----------	--

8-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校施設の安全対策と教育環境の整備	
教育振興基本計画に基づく方向性		教育環境の整備推進	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別計画（令和2年度作成予定。作成までの間は、従来の整備計画。）に基づき、計画的な施設整備や維持管理を適切に行うことにより、安全で学びやすい教育環境の整備を進める。		
事業	小・中学校小規模改修事業 小・中学校大規模改修事業	担当課	総務課
目的達成の手段	【事業内容】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁改修や補修等による安全確保と日常点検に基づく適切な維持管理 ・小学校トイレの洋式化の推進（羽月西小学校・本城小学校） ・児童の安全を確保するための緊急的な事業の実施（小学校ブロック塀撤去、大口小学校照明設備改修） 		
	事業費コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・大口東小学校・羽月西小学校外壁等改修工事 87,204千円 ・田中小学校屋上防水工事 8,467千円 ・大口小学校照明設備改修工事 10,044千円 ・本城小学校体育館ウレタン塗装 2,773千円 ・小学校ブロック塀撤去工事 4,676千円 ・小学校施設維持のための経常的修理 8,246千円 （トイレの洋式化741千円（羽月西小学校・本城小学校）を含む） ・菱刈中学校体育館照明等工事 6,156千円 ・中学校施設維持のための経常的修理 1,303千円 	
	目標（指標）	学校施設の安全確保と学習環境の充実	
反省・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算で見込んでいた大口東小学校・羽月西小学校の外壁等改修工事や本城小学校体育館塗装、菱刈中学校体育館照明改修を実施し、児童の安全や学習環境を確保できた。 ・震災に伴うブロック塀倒壊事故を受け、緊急に小中学校敷地内のブロック塀危険箇所調査を行うとともに、建築基準不適合の小学校ブロック塀等について撤去を行い、フェンスに変更するなど児童はもちろん、敷地付近の通行人を含め安全確保を行った。 ・学校施設の老朽化が顕著な施設設備について、緊急に対応する必要があったため、予算を確保し、安全対策を行った。（大口小学校照明設備改修） ・学校施設の老朽化が進むことから、これからも危険箇所の早期発見と対策に向けた改修を計画的に実施し、児童・生徒が安心して利用できる施設の整備を図ることが必要である。 		

8-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5	小中学校校舎等の改善と老朽化による計画的かつ緊急的な施設改修を実施しなければならない。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	2	小中学校施設整備を年次計画的に実施し、その目的を達成しなければならない。耐用年数を超過する施設もあり改修に多額の費用がかかるため、個別計画を策定し長寿命化を図っていくことが必要である。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考ええる。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	老朽化により施設整備に要する経費は年々増加傾向にあり、削減は難しいが、今後、個別計画を作成することにより、維持管理に係るトータルコストの縮減や事業費の平準化を行い財政的安定を図る。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	市内の小中学校生徒が対象であり、適切である。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	2	施設整備計画に基づき事業を実施しているが、計画に沿った予算確保が難しい。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3	これまでの学校施設整備計画に基づき整備を進めているが、上述のとおり、予算確保が困難になってきている。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 B	平均点数 3.86
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	小中学校施設及び学習環境整備等を年次的・計画的に実施しており、緊急的な整備に対しても対応ができていると評価しているが、大規模改修に相当する改修が財政面で従来の計画とすると遅れていることも事実である。今後、令和元年度、2年度にかけ小・中学校及び幼稚園の空調整備を行い、学習環境を整えることが喫緊の課題である。また、今後の施設整備に向け、国庫補助事業を有効活用するためには個別施設計画策定の必要があるため、令和2年度中に策定を行う計画である。				

8-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>限られた予算のなかで老朽化した施設の整備をしなければならないので、課題は多いが、補助事業や有利な起債等を有効活用し、安全な教育環境が整備されるよう個別施設計画策定に期待したい。</p> <p>また、空調整備においては、学習環境を整えることは適切であるが、子どもたちの健康管理については、十分配慮していただきたい。</p> <p>長寿命化計画を作成され、予防保全への転換を図られることを期待したい。ただし、日常点検報告の徹底をし、生命にかかる安全対策は早急に対応して欲しい。</p>
-----------	---

9-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		人権問題への正しい認識と理解																					
教育振興基本計画に基づく方向性		人権同和教育の推進																					
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.2 人々が尊重しあう地域社会の実現																					
目的	<p>学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図り、すべての教育活動の中で、市民の人権尊重精神の高揚に努める。</p> <p>教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組む。併せて、社会教育における人権に関する学習・啓発活動の推進を図る。</p>																						
事業	人権同和教育研修会事業	担当課	社会教育課																				
目的 達成 の 手 段	<p>【事業内容】</p> <p>講演会講師に鹿児島県人権同和对策課研修専門員“鎌田豊作氏”を招き、演題「だれもが幸せに生きるために」と題して、伊佐市文化会館大ホールで研修会を行なった。</p>																						
	事業費 コスト	<p>歳入 無</p> <p>歳出 講師謝金（H30年度は旅費交通費のみ） ※例年5万以内</p>																					
	目標 (指標)	<p>8月の出校日を研修会として学習する機会を設け、行政関係職員や各種教育関係団体役員並びに一般市民を対象に実施する。</p> <p>学校関係者 教職員 全員対象 行政職員 市民課人権研修会未受講者 社会教育団体 半数以上 民生委員・児童委員 保育園 人権擁護委員 一般市民 希望者</p>																					
	反省・効果	<table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>170名（192名中）</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>47名（55名中）</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>行政関係</td> <td>97名（267名中）</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>高校・幼稚園</td> <td>12名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>25名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種委員・団体・一般等</td> <td>84名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全参加者</td> <td>435名</td> <td></td> </tr> </table> <p>学校関係職員等は参加者も多いが、社会教育団体、コミュニティ役員等の参加が少ない。広報活動と講師選定を検討し参加者を増やす。</p>		小学校	170名（192名中）	89%	中学校	47名（55名中）	85%	行政関係	97名（267名中）	36%	高校・幼稚園	12名		保育園	25名		各種委員・団体・一般等	84名		全参加者	435名
小学校	170名（192名中）	89%																					
中学校	47名（55名中）	85%																					
行政関係	97名（267名中）	36%																					
高校・幼稚園	12名																						
保育園	25名																						
各種委員・団体・一般等	84名																						
全参加者	435名																						

9-2 内部評価（自己評価）

（人権問題への正しい認識と理解）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	緊急ではないが市民の意識の高揚のためには必要である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	年々研修会への参加者も増え、施策達成に貢献している。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市の必須事業である。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	講師謝金のみの支出である。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	参加料等は徴収していない。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	年々、参加団体や参加者が増えて来ている。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	情勢を見ながら、研修会の内容にふさわしい講師を選定し、研修会の内容を勘案している。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 A	平均点数 4.29
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	<p>人権意識の高揚と資質向上を目的として実施し継続している研修会の参加者は、平成26年度330人、平成28年度365人、平成30年度435人と増加している。原因としては、平成26年度は学校関係者や行政職員が主であったものが、平成30年度は各種委員・団体・一般の参加者が大幅に増加したためである。学校の出校日を研修日としているために平日の開催となり、一般の参加者増を図るには厳しい面もあるが、一般にむけた啓発活動を行いながら参加者増を目指していく必要がある。</p>				
9-3 外部評価					
外部評価委員の意見	<p>本市は、人権同和教育の充実に努めていることは評価できる。講師謝金のみの経費で、事業効率性は高い。また、研修会については、小中学校関係者の出席が多く人権教育学習の機会となっている。学習会等一過性で終わらないように継続して研修会を設定していただきたい。教育関係者以外の参加についても啓発を積極的に進め、全市民が人権尊重精神の高揚を図るよう施策を講じて欲しい。 各コミュニティを拠点とした人権教育研修会を実施することも一つの手法である。</p>				